

第81回産業統計部会・第81回サービス統計・企業統計部会（合同会合）

議事録

1 日 時 平成30年6月14日（木）9:28～11:43

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、河井 啓希（部会長）、川崎 茂、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

菅 幹雄（法政大学経済学部教授）、西田 光宏（日本百貨店協会常務理事）、山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻よりも2分ほど早いですけれども、全員おそろいということですので、ただ今から第81回産業統計部会と第81回サービス統計・企業統計部会の合同部会を開催いたします。皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、また早朝から御出席いただきどうもありがとうございます。

本日は前回に引き続きまして、中間年経済構造統計の整備のために計画されている基幹統計調査について審議をしていただきます。特に、前回は「経済構造実態調査」について具体的な審議が始まりまして、調査の名称と対象範囲、そして調査事項について審議していただきました。そのうち調査の名称に関しては決着したのですけれども、対象範囲と調査事項につきましては追加の説明をお願いすることになっております。したがって、本日は追加説明をしていただいた後で、調査の方法などについて審議を進めさせていただきます。

きます。

なお、7月20日に予定されている統計委員会で答申案を報告することになるわけですが、残された審議の期間があと1か月ほどとなっていますので、本日審議の中で、今後、取りまとめを予定している答申案の構成についても、検討の時間を頂ければと思っております。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から御紹介をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料は、議事次第にありますとおり、まず資料1-1は前回部会やその終了後に示された追加の御質問の一覧、資料1-2がそれに対する調査実施者からの回答、資料1-3が内閣府からの回答になっております。資料2-1の審査メモと資料2-2のそれに対する調査実施者からの回答につきましては、一部内容の追加をした上で再配布したものとなります。資料3は、先ほど西郷部会長からも御紹介のありました、答申案の構成イメージの1枚紙です。参考は前々回の部会の議事概要です。

それから、資料番号は付していませんが、座席表と出席者名簿をお配りしております。

また、審議の参考ということで、経済構造実態調査の甲調査票と乙調査票。乙調査票は本来A3ですがけれども、枚数が多いことから、A4白黒にしております。それから、工業統計調査の調査票甲、経済センサス-基礎調査の調査票甲をお付けしております。

資料に不足等ありましたら、事務局にお申し付けください。

事務局からの説明は以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今日も出席者が多くて、大変な熱気の中で審議が行われることとなりますので、よろしく申し上げます。

また、事前の御案内では11時半までとなっておりますけれども、予定時間を若干過ぎる場合もあります。その場合には、予定のある方は退席していただいて結構です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思います。まず、前回の部会やその終了後に追加説明を求められた事項がありますので、その確認をさせていただきます。追加の説明をお願いしている事項は資料1-1のとおりですが、大きく「調査対象範囲」と「調査事項」に分かれていますので、それぞれまとめて審議を進めさせていただきたいと思っております。

では、まず調査対象範囲に関する事項について、調査実施者から御説明をよろしく願います。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、私から御説明をさせていただきます。資料1-2を御覧いただければと思います。

調査対象範囲に関しましては、売上高のカバー率、商業マージンにおける精度確保、それから調査結果の公表時の分析に係る情報の提供について説明依頼を頂いておまして、まとめて2ページ目に回答を記載しております。

まず、売上高のカバー範囲についてです。企業傘下事業所の売上高占有率は、既に御説明しました「平成26年経済センサス-基礎調査」の情報を基に、産業大・中・小分類のい

ずれにおいても企業売上高占有率が8割となるような企業を選定した場合、2ページ目中ほどの表にお示したような占有率となっております。前は、いずれも8割を超えているという見込みで御説明をいたしました、産業大分類EからRのいずれも8割を超えているという結果になっています。

それから、商業マージンの真値からのかい離率に関しましては、御指摘のあった後、平成24年の経済センサス - 活動調査と平成26年の商業統計調査からパネル化してシミュレーションを実施した結果を記載しています。ただ、双方別の調査で、かつ、マージン算出に係る調査事項が若干異なっているため、完全な比較というわけにはいかないのですが、それを踏まえた上で計算をいたしました。産業小分類別、それから調査事項別に、企業売上高8割基準内の企業については、商業統計調査の結果を用い、基準外の企業については8割基準内のデータを用いて、伸び率を算出の上、推計して合算した結果、商業マージンにおける真値とのかい離は約3%という結果が出ております。推計事項については、また後ほど御説明しますが、今後も引き続き改善をしていくつもりですので、このまま固定というわけではなくて、更なる高みといたしますか、高い正確性を今後も目指していこうというところです。

それから、公表時における分析に関する情報の提供は、川崎委員からも御指摘があったとおり、様々な情報を提供していくことは極めて大事なことだと思っております。どのような情報を提供したら良いのかは、もう少し検討させていただきたいと思っておりますけれども、可能な限りオープンな情報提供に努めていきたいと考えている次第です。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

資料1-1の調査対象範囲の①と②に関する回答ということですので、特に前回御質問いただいた方から、今の御回答に関して御意見等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○川崎委員 1点だけ、素朴な質問ですが、中ほどにあります商業マージンの真値からのかい離が3%というのは、大きい方、小さい方のどちらに向けて3%のかい離だったのですか。3%だけだと、絶対値にしか見えないので、趣旨が理解できなかったのですが。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 シミュレーションの結果では、プラスの方向に3%ずれた形になっています。

○川崎委員 分かりました。

○西郷部会長 ほかにいかがですか。前回の御質問は私が思い出す限りでは、売上高占有率が80%以上という基準とされているのだけれども、それを産業別に、特に企業傘下の事業所という単位にした場合にも成り立つのかどうかということ。あとは売上高を目標としたカバレッジだけれども、それ以外の変数に関してのカバレッジはどうか、特に商業マージンがどうなるのかという御質問であったと思います。ですので、御回答はかなり直接的に頂けていると思いますが、いかがでしょうか。

宮川委員、何かありますか。

○宮川委員 結構です。

○西郷部会長 分かりました。

ほかに何かありますか。

それでは、調査対象範囲に関しましては、前回の御説明で売上高占有率8割以上を目標としていたところですが、今回、ほかの変数ないしは集計の仕方についても検証いただいて、これであれば売上高占有率8割以上という基準で設計をすることに部会としては納得できるだろうということで、この点に関しては決着した格好で進ませていただきます。

それでは、その次の調査事項について御審議いただきます。調査実施者のほか、内閣府からも御回答を頂く事項もありますので、まず内閣府から御説明をよろしく願いいたします。

○和智永内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長補佐 それでは、資料1－3に基づきまして説明をさせていただきます。

前回、経済活動別の国内総生産を計算する際に、この資料1－3の下半分にあります文章の1ポツ目に記載してあるとおり、経済活動別国内総生産は、経済活動別の産出額から中間投入額（生産を行うために投入された財・サービス別支出の合計額）を差し引くことによって付加価値を推計しているという点について御説明させていただきました。その際に、なぜ更に詳細な費用項目が必要なのかというお問い合わせがありましたので、それに関する説明資料になります。

資料1－3の上半分に記載してあります図は、国民経済計算年報に掲載しています、いわゆるU表と言われます経済活動別の中間投入表をモデル化・イメージ化したものになります。この図の下にある、経済活動と記載された4つのブロックが、経済活動別の産出額になります。その上に記載されていますのが経済活動別中間投入ということで、縦で見ますと、いろいろな財・サービスが載っていきまして、赤で示しているものと、その下にある青いブロック、これをそれぞれ産出額として、赤の中間投入額を差し引いたもの、これが付加価値額となっています。

これについては、2ポツ目のところで説明しています。中間年の中間投入額は、基準年に産業連関表から得られます財・サービス別の中間投入比率、これは中間投入額を下の産出額で割ったものですが、この中間投入比率を、中間年の基礎統計から得られる費用項目別の中間投入比率で延長することで推計していますので、例えば財・サービスについては、それぞれのいろいろな財やサービスの価格を全体産出額で割ったもの、これが中間投入比率になるということです。

したがって、理想は、全ての財やサービスについての金額が分かれば、一番精緻な中間投入比率を出すことが可能となり、正確な推計ができるのですが、それが実際には非常に困難ですので、そういった財・サービスは、ある程度グルーピングした材料費とか燃料費とかいったものを調査して、それを基にその費用項目を財・サービスと関連付けて、中間投入比率を出して推計することになります。したがって、単に材料費というよりも、それぞれ小麦粉とか鉄鋼とか、それぞれにかかる費用というのが分かれば、より精緻にその分の財やサービスの中間投入比率が出せますし、燃料費よりも灯油とかガソリンと

か、それぞれ財やサービスが細かく分かれば、それだけ精緻な中間投入比率というのが計算されることとなります。

それが3ポツ目に記載してあります、中間年の付加価値額の推計精度の向上には、中間年における費用項目別中間投入比率の変動が、より詳細な財・サービスの区分で把握されることが必要であるということです。そして、紙面の都合でここには記載してありませんが、これは名目の値を推計するときの手法でして、さらにこの名目値をデフレーターと呼ばれます価格の指数を除すことによって、実質値というのも計算しています。その実質値についても、今、申し上げたとおり、それぞれ細かい費用項目が精緻にとればとれるほど、その分、精緻な価格を適用させて実質化できますので、精緻な実質値も計算できることとなります。そういったことから、この経済構造実態調査で詳細な費用項目をとるのはこうした点で有用であるということ、この資料では御説明させていただいております。

こちらからは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

特に、費用項目の内訳の必要性について御説明いただいたわけですが、ただ今の御説明に対しまして、何か御意見等ありますか。

中村委員、お願いします。

○中村委員 こんなことを言って申し訳ないですけど、お示しいただいた資料1-3に掲載されています図を見ますと、基準年と中間年で全く変わっていない同じものが描いてあるわけですね。付加価値の推計精度であれば、この中間投入の合計があれば十分なわけで、この図では何の説明にもなっていないと思います。そうではなくて、今、口頭での説明ではありましたけれども、詳細な財・サービスの区分で把握できれば、その財・サービス別のバランスについて検討ができるということと、それから実質値が正確に計算できるという説明について記載すべきであって、この資料に記載されている内容の限りでは何の説明にもなっていない、そういう気がいたします。

○西郷部会長 中村委員の御発言は、今の内閣府の御説明に対する補足説明のような位置付けで捉えさせていただいてよろしいですか。特に、何か質問とかいう内容ではなかったと受け取りましたけれども、よろしいでしょうか。

ほかにありますか。宮川委員、お願いします。

○宮川委員 私からも補足的な意見です。詳細な費用項目を把握することはある意味、記入者負担という問題もあるのだらうと思います。一方で、詳細な費用項目を把握することができれば、GDPのことだけではなくて、これによってSUT、産業連関表ができるわけです。さらに、例えば東日本大震災をはじめとするいろいろな災害が起きたときに、どの程度の経済へのマイナスの波及効果、どれぐらいの被害が起きるかといったことや、その被害を元の状態へ戻すために、どれぐらいの財政支出が必要かといったような政策的なことを考える際には、一般的な中間投入というか費用だけで判断するのは無理です。皆様よくご存じかと思いますが、どこの部分に災害が起きて、どこの部分の産業の工場が被災して、それがどこの生産に寄与しているかとかいうことが分からないと、高い確率で判断を誤ることがあり得るわけですね。こうした防災とかで利用されるほかにも、プラスの波

及効果では、例えば2025年に大阪で万国博覧会を開くといったときに、どれぐらいの経済効果が起きるかということ、経済界の方が試算をされる際にも産業連関表は使われています。実際、私自身が愛知万博のときに、プラスの経済波及効果を計算させていただいたこともあると思います。ですから、報告者の負担というのはなかなか厳しいものがあるとは思いますが、経済全体にとって還元される部分は必ずある、ということも付記しておきたいなと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。どうしてもこの「調査項目の必要性」といいますと、調査する側の必要性が強調されがちで、それが調査される側にどう還元されるのかというところまで説明が及んでいないのではないかなと、私自身もいろいろな部会に参加していて感じるところです。ですので、今、宮川委員から御指摘いただいたとおり、調査される側にとっては「かなり細かい項目を聞かれているが、これが何に使われているのか」という疑問に関しては、今、宮川委員が御説明いただいたような、災害時というところかなり緊急の事態になるかもしれませんが、それ以外にも経済政策とかいうところで、やはりこの政策をすればどういうところに、どういう効果が及ぶのかをきちんと定量的にはかるためにも、情報提供者の方に時間を使って情報を提供していただくということに価値があるのだという説明で内閣府からの御回答に関してはまとめたと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

菅審議協力者、よろしく申し上げます。

○菅審議協力者 一つだけですけれど、中間投入比率の変動という話に関しては、「誤差の問題をどう捉えるのか」というのはやはり考えていくべきかと思います。要するに、細かなればなるほど、誤差の問題から逃げられなくなってくるわけですね。ですから、変動と誤差との分離ができればいいのですが、これからはやはりマクロの世界においても下のレベルの、基礎統計の誤差の影響というのは無視できなくなると思います。そのときにマクロの世界の側からも、ここまでだったら耐えられるという基準のようなものは、やはり出していくべきではないでしょうか。つまり、誤差をゼロにするというのは、要するに経済センサスを毎年実施するという話となってしまう、それは無理ですよ。でも、そうすると誤差は出るわけで、マクロ側から見て何パーセントぐらいの誤差までは耐えられる、だからそこまで頑張ってもらいたい、というのなら分かるわけですね。

ただ、この資料の文章の書き方は、誤差をゼロにしろという要求に見えるのです。経済センサスを毎年実施すべしというふうに読めてしまうのです。だから、そうではなくて、経済センサスを毎年やるのではないのだから、どうしても誤差が発生してしまう。その誤差をここまでに抑えてほしいというのをマクロ側で示していかないと、無限の努力を要求することになってしまうと思うのです。ですから、できればこういう「詳細な」という言葉を使うときに、「誤差何パーセントでこれぐらいの詳細さ」という言い方をしないと、努力しようがないと思うのです。そこのところをもう少し、例えば経済成長率を何パーセントくらい見込んでいるから、誤差何パーセントくらいまで頑張ってもらいたい、それにはこれぐらいの詳細さが欲しい、かつ、これぐらいの詳細さが欲しいという言い方をしないと、何を努力していいのかが分からないと思います。だからやはりその点について、できれば

その辺りの大体のイメージというか、レベルを提示していかないといけないのではないかと思われます。

○西郷部会長 ありがとうございます。確かに、加工統計の作成のために、どのぐらいの精度の一次統計が必要なのかに関しては、余りこれまで数字を挙げて議論されたことは少なかったのではないかと思います。ただ、今の点に関しましては、今ここですぐに数字が出てくるような回答が用意できているとは思えませんので、加工統計と一次統計との連携というところまで含めて、将来的な課題の中で記述させていただければと思います。

では、調査事項に関しましては、とりわけGDPの精度の向上等に資するというところで、ここで提案されている調査事項は、必要なものとして整理させていただくとして、今、話題に出ました加工統計と一次統計との連携と密接に関わります、調査実施者の方でどのようなことができるのかについても、続けて御説明を頂ければと思います。

それでは、宿題の調査事項に関して、調査実施者からの御説明をよろしくお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、私からまとめて御説明さしあげます。調査事項に関しては、資料1-2の3ページ以降になります。

まず、資料1-2の②のところですが。経済構造実態調査の甲調査票の「7 企業全体の事業活動の内容」について、どの程度の分類の細かさで記入を求める予定か、特に製造業に関してどうなのかというような、記入負担などの関係でどうなのかという御質問です。まず、基本的に、諮問したときのスタンスとしては、現行のものと同様、産業小分類レベルの記載を想定していたのですが、御指摘を踏まえて当方で検討いたしまして、確かに工業統計調査で中身を把握できるということもありますので、工業統計調査との役割分担も鑑みて、製造業に係る事業活動については、大分類「製造業」のみの記入として、最大限、記入者の負担に配慮する形にさせていただきたいと思います。こちらは修正をさせていただきます。

それから、資料1-2の3ページ目の③のところですが。甲調査票の「9 電子商取引の有無及び割合」の記入のしかたに関してです。この項目に関しては、過去の商業統計調査とか経済センサス-活動調査でも設定していたというお話は前回の部会でも差し上げました。このときの「記入のしかた」における当該調査事項の説明を下の方に付けています。部会での御意見の中に出てきた、区分が難しいところもあるわけですが、購入者が個人名であれば「一般消費者」、企業名であれば「他の企業」と整理していただくことを想定しています。なお、次のページに続きまして、前回部会でも御指摘があったと思いますが、たとえ購入者が個人名であっても大量かつ多額の取引があるということで、これは「他の企業」ではないかと判断できる場合も確かにあると思います。調査の意図からすれば、それぞれ分けて記載いただくことを期待するのですが、実査上で一律これを分割する基準を設けるというのは極めて難しいと思っております、基本的には個別の照会対応という整理にしています。当然のことながら、問われればそのように答えますし、見た感じでおかしければチェックはいたしますが、そういう形でできるだけ正しい内容に直していくやり方をとっています。

それから、資料1-2の4ページの④のところですか。特定サービス産業実態調査の「売上高の契約先産業別割合」に関して、今回削除させていただく件です。必要性に応じて、今後、何らかの形で把握の検討の可能性がないのかという御質問です。前回部会においても申し上げましたとおり、現段階では報告者の負担が重い項目であり、かつ利活用のニーズを踏まえ、削除するという整理をさせていただきましたが、今後のニーズに関しては何も否定しているものではなく、今後どういう形になるかに関しては、内閣府や総務省政策統括官室と御相談しながら、本調査の体系での把握可能性も含め、また、把握するとなれば、どういう形で把握するのが適切かを含め、いろいろと御相談をさせていただきたいと思っております。削除したので二度と復活しないという話ではないことは、もう一度強調させていただきます。

最後、資料1-2の4ページ目の⑤になります。誠にお恥ずかしい御指摘でして、誤植ではないかということですが、結論から言えば誤植でして、本当に申し訳ありません。今回御指摘いただいたことを踏まえて、再度全体をチェックしたところ、かなりの数の誤植が見つかりました。別添を御覧いただければ大体お分かりのとおり、日本語的なミスがかなり多くあり、不完全なものを出してしまったことに関しては、この場をもってお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように、申請時における精査には努めてまいりたいと考えております。

では、経済産業省からも一言。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 ただ今の最後の誤植のところについて総務省統計局から御説明がありましたが、この誤植はほとんどが乙調査ということで、経済産業省が主に担当しているところでして、数多くの誤植をしてしまい、誠に申し訳ありませんでした。改めてお詫び申し上げます。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御意見がありましたら伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ。

○山本審議協力者 少し飛ばしてしまうのですが、先ほどの電子商取引の点です。私たちの中小企業でも比較的、電子商取引のサイトを設けているところが多くなってきております。今の御説明でいうと、「では、台帳を見ないと分からないのだけど、そこまでやらないといけないのかな」となってしまうと、非常に負担が重くて、エクセルで株式が付いているものを集計するのになってくると、先ほどもお話があったのですが、これは何に使うのだろうかという疑問が出てきます。真面目な報告者の方がきちんと記入しようとする、これだけでも大変で、結構な負担が出てしまうのではないかと感じております。

私たちも景況調査というのをやっていて、企業から聞くのは、海外との電子商取引、店舗に訪日で来た海外の方が戻ってからも輸入で取引しているよとかいうケースもあって、比較的、街のお菓子屋さんレベルでも電子商取引のサイトを持って取引しているので、その中を見て、これが法人か個人かというのを調べるのですよと言われると、大変厳しいな

と思っています。例えば、電子商取引で売上げはどのぐらいありますかぐらいだったら、電子商取引ではネット販売はこのぐらいだよというのは、すぐ答えられるとは思いますが、そのうちの顧客について、「いや、台帳を見てね」と言われると、今、本当にこうやってネット販売は多くなっているのか、「ええっ」というふうにはなってしまうのではないかなと思っています。この設問は、電子商取引の有無、電子商取引のサイトで行った、程度だと、まだ答えられるのではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○西郷部会長 では西田審議協力者。

○西田審議協力者 電子商取引の区分に関しまして、「B to C（企業と消費者）の取引をやっているのですか。B to B（企業と企業）の取引をやっているのですか。その区分で書いてください。」としますと、百貨店の場合でいえば、百貨店が展開している自社運営のECサイトでは、基本的には買い手が法人であろうが個人であろうが、全てエンドユーザー（当該商品の利用者）に売っているという考え方ですので、例外なくB to Cとなります。一方、B to Bのケースというのは、例えば百貨店がプライベートブランド（自社開発商品）を持っていて、それを他のEC企業（販売業者）に卸すということがあり得ます。そういうところに卸事業として展開する場合はB to Bで、両方合わせて電子商取引の総額というのはあって、そういう分類はできると思うのです。現状の百貨店オンラインビジネスでは、自社のウェブサイトで売り上げているものについて、購買履歴を全部確認して、法人名か個人名かを選り分けて、そのデータを持ってマーケティングしていく必要性は余りないと思われれます。従って、この分類をやるとなると、既存データの準用ではなく新たに調べることになりますので、できないことはないと思うのですが、相当な負担感が出てくるという気がいたします。要するに、他社のECサイトで展開している卸売上なのか、自社サイトで売っている小売売上げなのかというレベルの分類にさせていただくのが、書き手はやりやすいのではないかと、そのように感じております。

○西郷部会長 ありがとうございます。どうしますか。今、答えられますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 前回、費用のところでも御説明したかと思いますが、私たちとしてはできるだけ厳密な定義で調査はいたしますが、一方で、回答できないものを無理やり回答させようという気持ちは全くありません。当然、直接「記入のしかた」等に記載するかどうかはともかくとしても、例えば記入内容について問い合わせがあり、コールセンターなどで対応した場合に、回答がなかなか難しいと言われたら、こういう手段はありますかとか、こういう形式なら何とかありますか、という話をしながらお願いをしているところです。

おっしゃられたように、例えば、B to BやB to Cなら何とか書けますとか、全く何も無いよりは少しでもデータがあった方が良くとかいう気持ちはあります。具体的にどうやって把握するかという話は改めて御回答させていただきますが、いずれにしてもそういう気持ちで取り組んでいるということです。可能であれば、できるだけ細かく答えてはほしいのですけれども、余り深刻に考えて、これをもって回答できないので調査全体をやめますみたいな話にならないような方策自体については、経済センサスの上でも、これまでもそうですし、これからもとっていきこうと思っています。具体的にどうしているかとか、どん

なところまでできそうなのかといった話は、改めて御回答をさせていただきます。

○西郷部会長 ありがとうございます。では、実行可能性等を考慮して、今の点に関しては次回、御回答いただけるということで。

ほかにありますか。ではお願いします。

○宮川委員 調査事項のこの資料1-2の④は、私が多分、前回質問した件と関わっているのかとは思いますが、今の御説明では、今回削除するけど復活しないわけではないということでした。私の申し上げた考え方は、前回の部会では、「次回の基準改定も踏まえて再度検討」ということだったと思います。もちろんここで話を長引かせるつもりはありません。もう1回、加工統計側で検討するというのを、恐らく総務省政策統括官室にお願いをしているということだと思しますので、先ほど言われた、1回削除してもまた復活する可能性があるというのは、私は少し先走り過ぎた御回答かなと思っています。むしろSUTタスクフォースとか、そういうところで調整して、もう1度戻したいと言っていた方がありがたいかなと思っています。

○西郷部会長 ありがとうございます。何か御回答のようなものはありますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 今回、問いの設定に合わせてこういう御回答をしたところは確かにあります。本質的にはここに書かせていただいたとおり、宮川委員のお話があって初めて、もしかしたらニーズがあるのかもしれないみたいな話が出てきたところもありまして、余り、今の時点ではどうこうという考えはありません。もともとSUTタスクフォースなどの関係につきましては、私どもも経済センサスなどを持っていますので、議論の状況自体は十分踏まえた上で、今回対応するのか、次回対応するのかという話はともかくとして、いずれにしてもニーズの在りかを明確に見せていただいてから検討になるかなとは思っております。

○西郷部会長 よろしいですか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ただ今の宮川委員の御指摘の件につきましては、来週月曜日の国民経済計算体系的整備部会のSUTタスクフォースで議論をさせていただいて、そこでまとまった意見を、また合同部会に御報告させていただきたくて進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

宮川委員はそれでよろしいですか。

では、野呂委員。

○野呂委員 先ほどの電子商取引に戻って恐縮ですが、まずは先ほど西郷部会長からお話がありましたように、回答可能性あるいは記入負担についてしっかり検討した上で、百貨店も含めて調査いただきたいと思っております。その結果につきまして、これはこの電子商取引の設問に限らないのですが、記入負担が大きいとか、書けない企業が多いという場合、それだったら書けるところだけ書いてくれたらいいという形で調査票を設計いただきますと、それは報告者にとってかなり負担が大きいと思っております。多くの企業が調査実施当局のコールセンターに電話をかけるわけでもなく、またプロファイラーがいるわけでもありませんので、その場合は少し設問を変えるとか、調査対象を絞るとか、この電子商取引の項

目に限らずですけれども、過度な負担にならない形での工夫をお願いしたいなというのが報告者の立場の意見です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、宮川委員が御指摘になって、肥後次長から御回答いただいた点ですけれども、SUTとの関係もありますし、あと中間年で何を調べて、基準年で何を調べるのがいいかという連携の話でもあります。この部会では中間年の話をしているということで、それが基準年の在り方とか、SUTとどういうふうに関連するのかという面もあると思いますので、整理としては、この部会では中間年について中心に議論をさせていただき、先ほど肥後次長にまとめていただいた形で、SUTタスクフォースと連携を図りたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○宮川委員 はい。結構です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

なければ、調査事項に関しましても、一応の議論は尽くした形になります。もちろんプロファイリング等に関しましてはこれから進めていくことですので、報告者の負担軽減等を考えながらだんだん良いものにしていくことはもちろんですし、特に調査事項に関しましては来週御回答いただく部分もありますので、全部今日で決着というわけではないですけれども、少なくとも甲調査に関しましては、売上高占有率8割以上ということターゲットとして、商業マージン率とかに関しても、売上高占有率8割以上という整理で進めても良さそうだということで、大枠としては御了解いただいたものと整理をさせていただきます。

ただ、乙調査に関しましては、前回及び前々回の部会で菅審議協力者から御提起いただきました、特に特定サービス産業実態調査について、今までやってきたことと、これからやることというのが、まだきちんと整理されていないので、そういったところまで含めて、例えば特定サービス産業実態調査に関しては、乙調査ではやり切れないようなところを一般統計とかできちんと調べるような形にするのかということは、今後の課題として答申には記載させていただければと思います。

それ以外に何か、今、確認しておきたいこととかありますか。よろしいですか。

それでは、審査メモに沿って次の議題に移らせていただきたいと思います。資料番号2-1の審査メモに戻りまして、今日はその調査方法から審議をしていただきます。

それではまず、審査メモの8ページ「(4) 調査方法」につきまして、事務局から審査の状況について御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは御説明をいたします。「(4) 調査方法」のところですか。一番上の枠囲みにありますとおり、今回の計画では外部の事業者を活用した郵送・オンラインで実施するとされています。

審査状況のアの部分ですけれども、以前からも言われていますが、行政機関におけるリソースが限られる中で、民間事業者の効果的な活用、育成、統計業務の基盤を支えるとい

うことで、今般の第Ⅲ期も含めて、これまでの基本計画でも民間事業者の活用が求められております。アの5行目ぐらいになりましょうか、今回の計画についてはそういった流れもあって、おおむね適当と考えておりますが、民間委託する調査につきましては、これまでもその都度確認をしておりますが、基本計画に列挙された民間事業者の活用にあたっての効果・影響について確認していただければと考えています。

また、イの部分ですけれども、今回、経済構造実態調査と工業統計調査は同時・一体的に実施すると言われておりますが、工業統計調査につきましては従前、単独事業所は基本、調査員調査、それから複数事業所企業は郵送・オンラインという区切りもありますので、具体的に何が一体的実施なのかについても確認しておきたい。そういったこともありまして、論点はアルファベットで申し上げると七つほど設定しています。

まず、aですけれども、今回の計画では、民間委託の郵送・オンラインとは言っているのですが、一番上の枠囲みを御覧になってお気づきのとおり、「民間事業者」ではなくて「調査実施事業者」という書きぶりになっておりますので、その理由。

それから、bですけれども、総務省と経済産業省との共管で行われますが、その役割分担。

続きまして、cですが、①から④に分かれております。民間委託を導入又は拡大しようとする他の基幹統計調査のときにも同様に確認していただいている事項を列挙しております。

続きまして、9ページに参りますけれども、dはオンラインの推進方策について。

それからeですね。こちらは調査事項の議論と重なる部分ではありますが、報告者負担の軽減ということで論点立てをしております。

残り二つ、fとgですけれども、fにつきましては、bの論点と連動しますが、「同時・一体的実施」とは具体的にどういうことか。最後のgですが、他の部分でも御審議を頂きました両調査の重複時の扱いということで、言わば論点の再掲ということになります。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 では、私から資料2-2を使いまして御説明をさせていただきます。「(4) 調査方法」につきましては11ページになります。

初めに論点aについて、なぜ調査計画上、「民間事業者」ではなく「調査実施事業者」なのかということ。先日、統計法の改正とともに、独立行政法人統計センター法の改正もありました。今回の部会では、皆様に再三御説明を差し上げてきましたとおり、非常に負担の大きい企業に関してプロファイリング活動を使って調査を行う計画ですが、このプロファイリング活動につきましては、独立行政法人統計センターが主体となって実施することを想定しています。これはさすがに民間事業者ではないということで、統計センターを想定した上で、「調査実施事業者」という調査計画にしています。

それから、論点bへの回答ということで、総務省・経済産業省間と調査実施事業者との間の役割分担の話になります。端的に申し上げれば、下の「(図) 業務の役割分担概要」に、

ごくざっくりと記載してあるとおりでして、基本的に余り細かくは記載してありませんが、企画部分とか審査とか、もともと両省で担っていた重要なところに関しては、それぞれが担うことできちりと正確性とか妥当性とかいうことを担保しつつ、民間事業者への委託に関してとか、あと調査票の配布等に関しては、きちりと同時実施のメリットを出していこうという発想が主となっています。いずれにしても、経済センサス - 活動調査等で経済産業省と総務省の間の連携は実績もありますので、その辺の実績も生かしつつ、しっかりとやっていきたいと考えているところです。

次のページに移りまして、論点cは、①～④のいずれも、きちんと民間委託できているのか、品質は大丈夫かという問いです。12ページの枠囲みの下からがその回答です。「① 統計の品質の維持・向上」の点は、当たり前といえば当たり前ですが、純粋な価格競争ではない総合評価落札方式を導入することで、しっかりした業者の選定をした上で、選定後も業者とは密に連絡を取りながら進めていきたいと考えております。また、皆様に実際に御覧いただいた調査票について、若干ミスなどもありまして申し訳なかったのですが、高い回収率と正確な回答の確保という観点から、できるだけ記入のしやすい、かつ、回答者を限った形での調査票を設計していくとともに、当然のことながら電子調査票についても用意することで対処をしていきたいと思っております。集計においては、結果精度維持の観点から、総務省と経済産業省において集計に係る処理基準の策定、疑義照会への結果確認というところまで一連の業務を統括しながら、事業者において集計する形を考えているところです。

それから「② 報告者の秘密保護」は、非常に注目の高いところですので、開示した情報等及び業務遂行過程で提出した提出物等に関する情報、それから業務上知り得た秘密を漏らす又は盗用してはならない等、守るべきことをしっかりと明示した上で、従事者が守秘義務について十分理解するような研修を設定させることを考えています。また、重要な情報にアクセスできる者の範囲の限定、それからPCのウイルス対策、サーバーのセキュリティ対策等に関しては、契約する事業者からの提案内容等も踏まえて検討しておりますが、今までの実績も踏まえつつ、秘密の保護に万全を期するような形で対処したいと考えています。

今、話題になっている再委託に関しましては、受託する事業者によって業務の実施形態が異なりますので、余り制限してしまうと参入する業者もなくなってしまいますので、今の時点で明確に整理はできませんが、たとえ再委託があったにせよ、同等の秘密の保護が確約できるような指導の徹底は当たり前のようにやっていく所存です。

それから、「③ 信頼性の確保」につきましては、調査票提出先を業者ではなく調査実施者にするとか、調査実施者の公印をついた依頼状の送付などにより、国の事業であることが明確に分かるようにし、加えて、調査を実施する事業者とも緊密に連携して、何か問題があれば、場合によっては国の方できちんと対処するということにより、信頼性を確保していきたいと思っております。

次に、「④ 民間事業者の履行能力の確認」につきましては、先ほど御説明したとおり、本件事業を実施する事業者は総合評価落札方式によって決定することとしておりますの

で、決定のタイミングで外部有識者も交えて評価をしっかりとすることで担保をしていきたいと考えています。

それから、論点 d への回答、オンラインでの回答促進の関係です。オンラインでの回答については、極めて、効率性の向上等でメリットが大きいこともあり、かつ、経済センサスでも年々回答率が上がっていることもありまして、これまでの調査で培った知見とか経験を生かしながら一層推進し、当然一定以上の回答率を期待しています。

ただ一方で、以前、菅審議協力者などからも話があったかもしれませんが、企業のセキュリティポリシー上とか、あるいは企業の回答の都合上、現行のオンラインシステムに合っていない回答方法を望む方々もいらっしゃると聞いております。そうした企業に関しては、場合によってはエクセル形式のオフライン調査票を送るなどの、対応できる選択肢を広げて、オンラインの推進はしつつも、回答者の利便性にも配慮して対応していきたいと思っております。原則として、オンラインを推進すること自体については同じという考え方です。

14ページ目に移らせていただきまして、論点 e、報告者負担の軽減の観点からの対処です。これは申し訳ありませんが、ほとんど過去に御説明したことを再掲したような内容になっています。まず、負担軽減策としては8割層、それから5割層の決定です。8割層のところに関しては、調査対象範囲が最も広いので基礎的な調査事項に絞ったこととか、5割層のところに関しては、投入構造の調査をすることで、可能な限り平易に記入できるように、調査票を業種によってカスタマイズするなど、できるだけ書きやすい費用項目を設定するという話は、既に申し上げたとおりです。

いわゆる最上位層のところに関しては、プロファイリング活動の活用ということで、対象者にできるだけ寄り添った回答ができるようにしていきたいと考えています。

また、工業統計調査と同時・一体的な実施をもって調査票がばらばらと行かないようにするという話のほかにも、単独事業所企業については工業統計調査票のみしか配らないという話は申し上げたとおりでして、こちらでもできるだけの軽減を図っていくということです。

また、先ほどの5割層の話とも若干重なりますが、他の多くの調査で既に実施しておりますプレプリントを、こちらの調査においても同様に実施し、数値を記入いただくところ以外のほとんどの箇所をプレプリントにすることは続けていきたいと思っております。

それから、重複項目の調整は、既に御説明しましたが、甲調査で御回答いただく事項については乙調査ではマスクすることで、売上高とかがメインになると思いますが、こういうことはやっていきます。

それから、回答手法の柔軟化ということで、オンライン調査票、オフライン調査票、いろいろな形を準備しながら、オンライン調査を進めていく以上、相手の回答しやすいものがきちんと選択できるように努めていきたいと思っております。

次に、論点 f への回答ですが、これは同時・一体的の話で、先ほどの論点 b と若干重なるところではありますが、いずれにいたしましても、「調査対象者に対して調査票が同時期にばらばらと来る、しかも調査主体が総務省・経済産業省で交ざっているのはどういうことだ」とならないようにしっかりと対処していこうと考えております。メリットとしては、

一本化による効率化に努めた上で、先ほど申し上げましたとおり、報告者から見て分かりやすい調査の仕方を考えているところです。

それから、「工業統計調査」と「経済構造実態調査」両方の対象となる報告者への配布・区分けにつきましては、前回部会での説明部分になりますが、5ページに区分け図を設けさせていただいております。複数事業所の企業には、申し訳ありませんが、両方の調査票が行くこととなりますが、逆に単独事業所の企業には、先ほどの論点eのところでも御回答しましたとおり工業統計調査票だけを配布することで、できるだけ負担を軽減したやり方に努めているところです。

「(4) 調査方法」につきましては以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。aからgまで、論点が七つありますけれども、最後の二つは工業統計調査との関連ということで、ほかの五つとは性質が違うものかもしれませんが、いかがでしょうか。

菅審議協力者、どうぞ。

○菅審議協力者 1点確認ですが、オフライン調査票というのは、要するにエクセルのファイルをCDに複製して書留郵便で送るという理解でよろしいでしょうか。確かに海外ではオンラインを嫌がる会社は結構あって、その場合どうしているかという、CDにファイルを複製して日本で言う書留のようなセキュリティーがある郵送手段、送付手段で送るといふのがあるのですけども、そんなイメージでよろしいのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 おっしゃるとおりのイメージで合っています。

○西郷部会長 ありがとうございます。ほかに何かありますか。

民間事業者の活用、独立行政法人統計センターが入る関係で、あえて民間事業者とは呼ばないという御回答でしたけれども、この民間事業者の活用に関しましては、公的統計でも大分ノウハウというか経験が蓄積されてきて、質問も回答も半ば定型化しているような印象を私は持っておりますが、民間事業者の中でもノウハウが蓄積されてきています。恐らくは、信頼性とかいうものに関しても、委託する方と委託される方で大分ノウハウの蓄積が進んでおりますから、あまり心配することはないのかなと思っております。

fとgに関しては何か質問はありませんか。工業統計調査との同時・一体的実施ということに関してです。今までにも、例えば商業統計調査とサービス業基本調査でしたか、かなり昔の話になってしまいますけれども、複数の公的統計が同時実施することはあったので、初めての経験ではないわけですが、新しい統計調査で、なおかつ従来からある統計調査と同時・一体的にやるというのは、多分この調査が初めてになると思います。もし、その点に関しまして質問等がありましたら頂きたいと思いますが、いかがですか。

では、どうぞ。

○川崎委員 質問というよりも、恐らく、今の一番合理的なやり方としてはこういう選択肢がいいのだろうという前提で、意見として申し上げます。今回のこの調査は、本当に大規模で複雑になるので、しかも論点a、bのところでも御説明もあったとおり、関係する実働部隊が複雑に絡み合う格好にもなるので、本当に調査の管理が難しいだろうと思います。

そういう意味で、私から言うのも変ですが、調査実施者はくれぐれも調査の系統が混乱しないようにうまくやっていただきたいなと思います。これは関係者間のコーディネーションが非常に難しいと思いますので、是非その辺を御留意いただきたいと思います。調査の対象が企業である調査と、事業所である調査を一緒にやるということは、その調査の系統が重要であると同時に、調査を受ける側も、気が付いてみたら何らかの拍子に意外な組合せで調査票を受け取ってしまったということが起こる可能性もあつたりするので、何らかの事務処理上のトラブルはあり得るということを想定して、そのときのリカバリーの対策も考えていただきたいなと思います。

それから同時に、調査の対象者への周知の仕方ですね。これも企業のベースに周知するのと事業所のベースに周知するのとそれぞれあるだろうと思いますので、是非できるだけ一体的に分かりやすい説明をしていただけたらと思います。

以上、要望・意見になります。

○西郷部会長 何か御回答はありますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。正におっしゃるとおりだと思いますので、その辺り、これから細かいところは詰めていくことになりますが、十分留意した上で進めさせていただきたいと思います。

○西郷部会長 菅審議協力者、どうぞ。お願いします。

○菅審議協力者 これは今更なので、対応して欲しいと言っているわけではないのですが、少し、「同時」にこだわり過ぎたかなという気もします。工業統計調査を先に少し早く実施して、工業統計調査の対象事業所を確定して、その上で経済構造実態調査を実施した方が本当は良かったかなという気もします。ただ、もうかなり計画は詰まっているでしょうからこれからの対応は難しいとは思いますが、「同時」とは言うものの、答えるのは前年度の売上げなので、本来変わらないはずで、同じ日に調査をやらなくてはいけないという理由は特に、本当はなかったと思います。ですから、本当は工業統計調査を、1週間か2週間でいいから早く実施して1度、調査対象を確定した上で、経済構造実態調査を実施した方が、無理がなかったのではないかと個人的には思われます。もちろん、今もう計画を立ててしまっているので、対応は無理だということはよく分かっているのですが、そうすると、要するに、こちらは工業統計調査の対象事業所ではありませんでしたという、名簿上のリスクは防げたかなという気はするのですが、今更なので、余り言っても仕方が無い気もしますけれど、申し上げました。

○西郷部会長 お願いします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 御提案の手段も、もしかしたらあり得たのかもしれませんが、間が2週間程度しか離れていなくて、対象の情報がうまく名簿管理に伝わるかという点、なかなか難しいところもあるかと思います。もし、実際に御提案のように実施する場合には、かなりの期間が要すると思われます。また、工業統計調査と経済センサス、それから経済構造実態調査に関しては、今のところ名簿が違っていることもあつて、その辺うまく合わせていくことについては、平成34年（2022年）に包摂という課題も頂いていますので、実際にやはり平成31年（2019年）、平成32年（2020年）に実施してみた

上で、混乱を招いたところなどを中心に、どのように実施すれば一番スムーズに実施できるのかを考えさせていただきたいと思っております。

○西郷部会長 よろしいですか。

○菅審議協力者 やはり「同時」という言葉を、同じときに調査を実施するという話と、同じ対象期間を調査するというのと二つの意味で使って、少し無理したかなという感じがあります。同じ対象期間について調査するという話だろうけれども、「同時」と言われると同じ日にやらなくてはいけないという話になって、でも本来、産業統計は同じ日にやる必要が全くない。だから、「同時」というところに少し解釈の無理があったかなと思われま。

○西郷部会長 ありがとうございます。何かありますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。そういう意味では、今回は「同時」に実施することのメリットを最大限に生かすべく設計してみたということとして、今後、問題点等があればまた直していきたいと思えます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

野呂委員、お願いします。

○野呂委員 菅審議協力者とは違う感想ですけども、今回の経済構造実態調査と工業統計調査の関係は複雑ですので、複数事業所のところはなるべく同時配布・同時回収にします、単独事業所のところは1本にしますよというのは、調査者側としては説明しやすいかなと思えます。今のこの体系の下ではこういう形がベストかなと、思えます。

質問は、事務局に対してですけども、こういうように御整理いただいたわけですが、これはどこかの正式な計画書に反映されるのかどうか。つまり、それはどこに書いてあるのかと聞かれたときに、このQ&Aに書いてありますという回答しかないのか、あるいは、別途の計画書か何かはこの単独事業所・複数事業所それぞれの取り扱いについて、記載されるのか。その辺りの扱いを教えてくださいと助かります。

○西郷部会長 調査をされる側への情報提供みたいなイメージですか。

○野呂委員 といいますか、こういう質問が出たときに、「それはここにこう説明してあるのですよ」と言うときは、このQ&Aを見ていただくしかないのか、きちんとした計画書に反映されるのか、あるいは答申に記載されるのかが分からないということです。

○西郷部会長 なるほど。何か御計画があれば。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 実施のタイミングに移るときには、「こういう形の配り方をします」ということも含めた、「実際にどういうふうに調査は行われるのですか」みたいなQ&Aは、もともと調査の実施者が作ることになっています。実際に受ける方々にとっては、変な混乱を招かないような説明はしていく予定です。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 調査実施者から若干の補足ですけども、総務大臣に承認申請させていただいている書類の中に、ポンチ絵のようなきれいなものではないですが、文字として、工業統計調査に関してはという形で、役割分担について明記しておりますので、そういったところを御覧いただければ、きちんとした形で法的根拠も持って整理されていると認識しております。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○野呂委員 分かりました。

○西郷部会長 ほかに何かありますか。あと、統計委員会が出された、事務の輻輳の問題ですね。複数の調査が同時に行われるので、地方公共団体等の調査する側の負担というのが非常に大きいという点は、後でこの部会の中で、工業統計調査についても特別に議論する時間を設けております。事務の輻輳の問題は、その時間で言及したいと思いますので、この場ではあえて議論しない形にしたいと思います。

ほかに何かありますか。

なければ、調査方法に関しましては、いろいろ大変な部分はありますけれども、御提案のとおりで部会として了承させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、資料2-1の審査メモの10ページ、「(5)集計事項」に関しまして、事務局から審査の状況の御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 御説明いたします。「(5)集計事項」です。審査メモの10ページになります。計画の主なポイントは枠組みで記載をしておりますが、①としては、甲調査については産業別経営組織別の集計など、調査事項の内容を反映した形で集計を行う。②のポイントは、乙調査においては、従前の特定サービス産業実態調査において行っていた都道府県別集計を取りやめるところです。それから③として、製造業に属する企業等につきましては、経済構造実態調査と工業統計調査で調査が重複している場合は、工業統計調査側で把握をして、経済構造実態調査へのデータ移送を行い、集計に活用するという計画になっております。

審査状況ですが、アの第2段落です。集計内容全般としましては、調査事項を踏まえたものであることから、おおむね適当とは考えておりますが、乙調査について地域別集計の縮小も予定されておりますので、現行調査からの変化も含めて確認をしていただければと思います。

また、イの部分ですけれども、工業統計調査から経済構造実態調査へのデータ移送についてですが、それ自体は是とするところではあります、具体的にどういったデータが移送されるかについて確認をしておきたい。このようなことも含めて、この部分の論点は四つほどです。

まずaですけれども、集計の具体的な内容について。

それからbですけれども、甲調査については売上高上位8割を占める企業を対象とするということですが、集計時の取扱いのイメージについて改めて説明していただければと思います。

次にcですけれども、従前の商業統計調査と特定サービス産業実態調査との集計の比較、特に地域別集計の縮小が予定されている理由。

最後、dについては、データ移送についての確認です。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、調査実施者からの御説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、資料2-2の「(5)集計事項」、

15ページからになりますが、こちらを私からまとめて御説明をさせていただきます。

まず、論点の a と b の部分です。地域別の表章のやり方、それから売上高上位80%、残り20%の集計のやり方の点ですが、こちらは記載してありますように、別添4を御覧いただければと思います。恐縮ですが、この別添4は別に新しいものではなく、過去に出した全体説明のポンチ絵の一番後ろに付いていたものを、少し大き目に印刷しただけではありますが、こちらを見ながら説明をさせていただきます。

集計事項の内容といたしましては、体系的に整理すると、まず生産面を中心とした全国結果、投入面に係る全国結果、都道府県別の結果、それから特定のサービス産業、すなわち乙調査関係に係る結果になります。

生産面を中心とした全国結果の出し方ですが、こちらの別添4の甲調査第1面にほぼ相当いたします。これに関しては、上位8割層を調査して、その8割層の結果をそのまま使う形です。それでは、調査していない2割はどうするのかは、別添4にも記載してありますように、事業所母集団データベースのデータに対して、その図の真ん中の、実線の中ほど上部に点線で囲われた中に記載してある部分ですが、実査のデータのうち、より下位2割に近い、下位の1割くらいの層の伸び率を使って計算をした上で、集計結果を出していくことを想定しています。つまり、8割層と2割層を合わせた全国分の結果を公表する形です。

それから②、投入面に係る全国結果に関しましては、甲調査第2面の集計部分のようなイメージになります。こちらでも売上高シェア5割の企業について調査するというので、5割の部分はそのまま使うのは当然ですが、ここに関してはメインのところの投入構造を知れば大宗は押さえられるというお話もありまして、基本的には、得られたデータのみで投入構造を公表して、かつ、公表するところは割合表章という形で、実際の値、実金額等では出さない形で、集計・公表をしようと考えています。

なお、<②について>の2段落目にもありますが、第2面の情報だけだと21区分の情報しか整備できませんが、第1面で生産面の情報をかなり細かく調査していきまして、こちらを利用した上で、できる限り産業中分類以上の粒度の細かい集計を行う計画としています。

それから③、都道府県別結果のところですが、こちらに関しては、別添4の「甲調査傘下事業所票」の部分を御覧いただければと思います。こちらに関しては、帳票形式でプロファイリングの対象企業のみに入力していただきます。プロファイリング活動対象企業の傘下事業所は現在、約15万事業所くらいと想定していますが、これについては実査データをそのまま使います。上記以外の事業所に関しましては、別添4にありますとおり、非調査事業所の事業所母集団データベース情報に、個々の企業ベースにおける売上高の伸び等ありますので、こちらを事業所に分割して掛けていくことによって、事業所ベースで個々にデータを作った上でまとめ上げていくことを考えています。こちらに関しましても、事業所母集団データベースと、それから第1面等で使った企業の集計値を使った上で、15万傘下事業所以外の部分も含めて、全国の値を集計する形をとっていきたいと考えています。

④、最後の特定のサービス産業に係る乙調査の部分に関しましては、基本的に現行の特定サービス産業実態調査に準拠という形を考えています。

それから、論点cの関係ですが、商業統計調査、それから特定サービス産業実態調査の集計事項で、経済構造統計調査において提供されない事項に関してです。商業統計調査の関係につきましても、年次化に当たっての議論をしていく中で、報告者負担の軽減も考えつつ、また、内閣府を始めとするユーザーと意見交換をしつつ、毎年の把握が求められた項目に特化した形で項目を設定しています。結果、当該項目以外についての集計事項は提供しないということです。

また、地域別表章に関しましては、やはり年次調査として膨大な数の事業所を調査するのはなかなか難しいこともありまして、先ほど御説明しました別添4の傘下事業所票のところに記載した部分の範囲で提供を考えています。

なお、より詳細な手法等については、また総務省統計局において別途検討していくという話もあり、レジスター統計という形で更なる高みと申しますか、細かいところがどこまでできるかを検討していきまして、そういうところも今後、使えるようになっていくのではと思っております。

特定サービス産業実態調査に関しましては、廃止した項目は集計表が提供されないこととなりますが、一部、例えば投入構造のところとか、甲調査に引き上げたところがありますので、そういうところについては引き続き公表をしております。地域別表章に関しましては、一部を除いてはやはり結果が安定しないということもあり、今回は廃止という記載をしています。

最後に、論点dの関係です。データ移送の関係ですね。集計に不足ない形で情報が移送されるのかという話です。集計の仕方自体は記載してあるとおりでありますが、確かに若干、工業統計調査の中で調べていないところはあります。ただ、同様の集計方法などを用いて、とっていない部分は補完し集計することで、基本的には集計上、問題はないと考えております。不足のないように対応してまいります。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対しまして、御意見、質問等ありましたら伺いたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○川崎委員 大変複雑な調査なので、また結果も確かに複雑になるなと思いつつも聞きましたが、1点質問・確認と、それから意見を申し上げたいと思っております。今の集計事項の最初の説明で、推計結果を合わせた結果を公表するというところで、私は大きな方針としてそれはいいと思うのですが、もう一方で、8割・2割を合わせて、一体どれぐらいの混合比率で推計部分があって生の部分があるのかというのが、結果の精度とか信頼性を見たいユーザーからすれば少し不便なところもあるかなと思うのです。そういう意味で、正式な公表物はその10割層ということになると思っておりますが、例えば参考表みたいな格好で、8割層の部分が一体どれだけあったかとか、一番基本的な表などについてはそういう情報を出すことを想定しておいた方がいいかなと思うのですが、その辺りをどうお考えかお聞きしたいということです。

ここから先は意見ですが、今回のこの結果は初めての推計結果でもあるので、見る上で

も、例えば過去のどの系列と、あるいは過去の類似する統計と、どこも整合性があるべきなのかがあって、恐らくユーザー自身も迷うところがあるだろうと思うので、そこら辺が分かるように説明を入れていただくことが、かなり重要ではないかと思います。これは負担も費用も大きい調査ですので、是非その辺の結果の利用の分かりやすさにも配慮していただけたらと思います。

○西郷部会長 何かありますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。先ほどの売上高上位8割層、もしくは集計したところだけで出せないかという話に関しましては、確かに、そのまま出してしまうと一般のユーザーにとって意味がよく分からない数字になるということで、当然、正式な系列では出せないのですが、参考表として可能かどうかについては検討をさせていただきたいと思います。

それから、どの系列につながるのか等を含めた、時系列で見るときにどうすればいいですかということも含めた話に関しましては、こちらも確かにおっしゃるような観点はあるかと思いますので、誤解のないやり方を考えたいと思います。名簿としては、基本的には事業所母集団データベースを使って、最終的には経済センサスに連なるものと整理するとはいえ、やはり特定サービス産業実態調査とか、商業統計調査とか、その辺との都合もありますので、そこはつなげてみて大丈夫なものかどうかについて、結果の出方等も見ながら、気を付けて説明を差し上げたいと思っております。

○西郷部会長 ほかにいかがですか。では、菅審議協力者、お願いします。

○菅審議協力者 乙調査で都道府県別集計を取りやめるというのは、恐らく都道府県で層を切らないという意味でだと思うのですが、それを確認したいです。それから、層を切らないということは、逆に言えば、東京都はサンプルが足りてしまう可能性があるのですが、そうしたら参考表として東京都のみ表章するというのはあり得るのか。つまり、これまでは層を切ってしまうから47に割ってしまうわけで、足りないわけですよ。けれども、本来は、そういう逆の可能性があるので。今、集計事項として答申に織り込むのは少し無理があると思うのですが、例えば足りてしまったら、それは抽出の結果によって変わってくるのでしょうか、個別で表章するのもあり得るのかなという、その辺りはいかがでしょうか。

○西郷部会長 どうですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 当方で今、考えていることだけ申し上げますと、特定サービス産業実態調査の都道府県別表自体は公表する予定は今のところありません。ですが、これまでの継続性がありますので、サンプリングの段階で都道府県別に層を切るというのは、少なくとも2年間は続けたいと考えています。

○菅審議協力者 やるのですか。分かりました。

○西郷部会長 中村委員、お願いします。

○中村委員 少し細かくて恐縮ですが、別添4の方法についてです。まず一番上の第1面に関しましては、売上高シェア8割達成企業のデータのうちの、企業数ベースで下位1割に属する企業のデータを使って伸ばすということですが、売上高8割の企業数ベースで下

位1割だから、売上高でいうと8%未満になるのだと思いますけれども、そのデータをもって残りの20%のデータをそのまま伸ばすという、これはなるべく小さい方の性格を反映するということではあると思うのですが、そういう点について、大丈夫なのでしょうかと。それから、下の傘下事業所票について、これを伸ばして都道府県別の集計を行うということだと思っておりますけれども、この場合の一番右の一番下にある「F×②」の伸び率、この②の伸び率は、8割については第1面の企業ごとの伸び率をそのまま使えばいいと思うのですが、残りの2割については一番上の伸び率①を使うことだと思っております。ただ、これは47都道府県別の伸び率になるのだと思うので、だから下位1割に属する企業のデータを47都道府県に分けたときに、果たして大丈夫なのかなという気がしましたのですが、いかがでしょうか。

○西郷部会長 主に推計の部分に関しての御質問ですけれども、御回答をよろしく申し上げます。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 まず、最後に御質問いただいた点から御説明します。確かに、この第1面におきまして、下位2割層に「地域別×」という形で、あたかも47都道府県別と読めてしまい、私どもの記載ぶりが若干不親切だったと思っております。この「地域別」は過去のセンサス等の傾向分析をし、「大きな都市 or それ以外」といった区分けのみの地域別と御理解いただければと思います。具体的にいえば、東京・大阪・愛知とそれ以外、いわゆる2区分での地域別と御理解いただければと思います。いわゆるサンプル数、サンプルサイズ的にはそこまで小さくはないという意味です。

また、もう一つの御質問であった、「8%だけで大丈夫なのか」ですけれども、今回、この「企業数ベースで下位1割」について、まずは取り急ぎこのような形で設定したらいいのではないか、というシミュレーションをした際にも、いろいろな手段を検討してまいりました。例えば、そもそも全部そのまま置いてしまったらどうか、あるいは、若干推計してみたらどうかということで、実査データを全部使ったらどうか、などです。そのほかでは下から数えて、金額ベースで8割から6割をとったらどうか。または、金額ベースで8割から7割をとったらどうか。いろいろなことをやってみたのですが、やはり動きとしての安定性から見ますと、2点ありまして、一つはサンプルサイズがある程度、確保されなくてははいけません。先ほど申し上げたとおり、金額ベースで8割から7割、あるいは8割から6割としますと、例えば1社しかいないとか2社しかいませんということが、まま出てきてしまったことがあります。なので、数ベースを新たにこのタイミングで考えたところでは、

全部を使ったらどうかということ、いや横置きといったことも実際試してみたのですが、実は横置きしても現状0.数パーセントとか、大きくても1%とか、それほど差がありません。2割が全く欠けてしまっているとMax20%のずれになりますけど、データとしては保持している2割をそのまま持つてくることはできますので、2割のうちどれぐらい欠けているのか、もしくは膨れ上がっているのかということになりますので、全体から見ますと、大体1%ぐらいしか差がそもそもないのです。横置きしてもそれぐらいしかありません。その中でどれだけの精度をより上げていくかシミュレーションしたところ、今回、ある程

度数を確保できる形で、しかもこの2割層に、ある種近い動きをしている「8割層のうちの下位1割の数」を持ってきた方がいいというところが、全体的な大分類・中分類・小分類で見ましても出てきまして、設定しました。

一方で、今回、平成24年、26年のデータでシミュレーションをずっとしてきたのですが、今月末に、平成28年の経済センサス-活動調査の結果も出てきます。今回申請させていただくに当たって、今のシミュレーション結果が現状のベストだと思って我々も説明していますが、平成28年経済センサス-活動調査のデータがまた出てきますので、正にこのデータが平成31年（2019年）経済構造実態調査の発射台になってくるとも理解しております。このデータの中身をより精査させていただきまして、やはり本年、公表という意味では、平成31年（2019年）の調査は平成32年（2020年）に公表されますので、若干の余裕はあるだろうと考えています。もちろん推計、集計する際には独立行政法人統計センターの御尽力も頂きますので、悠長なことを言って、平成32年（2020年）まで待っていただけません。その辺りは我々もデータがそろい次第、このような推計手法をより精査し、更に良いものを出していこうと考えています。

冗長になりましたが、説明は以上です。

○西郷部会長 よろしいですか。

○中村委員 特定サービス産業実態調査の都道府県別表章がなくなるということでもありますから、この集計がそれを補完するものにもなると思いますので、非常に重要なデータ源だと思います。できましたら最新の経済センサスの結果公表を待つということではなくて、既にやったシミュレーション結果についてお見せいただくと、安心につながるのではないかと思います。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 これまでのシミュレーションでよろしければ数字は出せますので、それでは次回にまとめて資料として提出させていただきます。

○西郷部会長 分かりました。それでは、今、中村委員が御提起なさった点に関しては、次回、数値を持って御回答いただくということによろしいでしょうか。

ほかに何かありますか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 技術的な質問で申し訳ありません。別添4ですが、甲調査の第1面については、基準年の経済センサスのデータをベースに、経済構造実態調査の実査で売上高の8割を調査し、企業数ベースで下位1割の企業データを用いて地域別・調査事項別・産業別の伸び率を算出して、基準年のデータを伸ばすという感じで推計するのだと思います。この方法で推計されているものは、どのような性格を持つものか、よく分かりません。例えば2019年6月に、経済構造実態調査の調査をするわけですが、基準年に存在する企業・事業所をベースに、その後の企業の開廃業を考慮せずに2018年の数字を推計するのか、それとも、2018年時点の企業数、新しく企業ができたり消えたりする分を勘案して、推計するのか、いずれなのでしょう。つまり、2015年から2018年までの間の企業の開廃業を勘案されるような数字になるのかについて、教えていただければと思うのですが。

○西郷部会長 今、決まっていることがありましたらお願いします。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 肥後次長がおっしゃるとおり、経済構造実態調査は、まずこの平成28年経済センサス - 活動調査が基準年という形で発射台になるのは間違いありません。一方で、調査のタイミングで申し上げれば、平成31年（2019年）経済構造実態調査は、名簿情報としては平成29年次フレームと言われるものを使用する予定です。こちらにつきましては、平成28年6月に実施した経済センサス - 活動調査から平成29年6月までの改廃状況を加味した名簿になっておりますので、少なくとも平成29年次フレームから見て、そこを推計しにいくのが1段目だとは思っています。

一方で、やはりこの推計・集計のタイミングにおきまして、例えばそれより新しい名簿というのでしょうか、年次フレームができるのであれば、そこに向けて推計していく。いわゆる新設・改廃状況は、伸び率で使うのではなくて、新設・改廃は実額を持っておりますので、外側の数値として足し合わせることも含めて、検討していく余地はあると考えています。そういう意味で、年次フレームの最新のものを集計・推計する。これは実は先ほど課長の小松からも説明させていただいた、総務省統計局で別途検討しているレジスター統計の考え方にも類するものですので、そちらとも整合できるような形で今後、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 確認ですけど、資料の説明ですと、基準年の集計値を、伸び率を使って伸ばすように見えるので、基準年以降の企業数の変化が勘案されないふうに読めるのですよ。でも今のお話だと、そうではなくて、企業数の増減は勘案したベース、つまり個社の企業データをこの集計されたマクロの伸び率で伸ばすので、例えば1万社が1万2000社になったのであれば、2割増えることによる効果は、一応その中では勘案される。そういう理解でよろしいかということだったのですけど。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 おっしゃるとおりです。本調査のこの推計手法につきましては、これまでの標本調査のように標本から得られたデータをマクロに拡大集計するのではなくて、マイクロデータを個別に作るものですので、御指摘どおりと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。以前から川崎委員がよく質問なさっていた、事業所母集団データベースが刻々と変化する中で母集団の推計は一体どうやるのですかという問題と密接に関わる視点だったと思いますけれども、今の御回答は、刻々と変化するものに合わせて推計をしているというものでしたね。

では、菅審議協力者、よろしくをお願いします。

○菅審議協力者 今のお話に関連してコメントですけど、国際的には2通りの考え方があります。刻一刻と変化するライブな名簿を反映すべきだという考え方と、毎年1回、フローズンと言うのですが、決めたものを使うという、2通りの考え方です。ライブでやるのはいいのですが、そうすると統計ごとに名簿が違っているので、その問題が別途、発生するのですね。フローズンの場合は、統計間で名簿が固定されるので、だからどちらがいいのかというのは、議論の余地が本当はある。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 それはそのとおりです。マクロの値を知りたいければ

名簿は新しくすればいいと思うのですが、継続サンプルで見た方がいいという議論も別にあるわけですから、本当は、将来的には2種類作成することを考えた方がいいのかもしれないと思うのですね。それは全く菅審議協力者のおっしゃるとおりだと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。ほかにありますか。よく部会審議ですと、集計レイアウトが出てきて、多分こんな感じですよと紹介されることも多いのですけれども、ただ、今回の集計方法は複雑なので、全部示すとそれだけで600ぐらい出てきてしまうのでしょうか。なので、集計のイメージに関してはよろしいですか。

それでは、集計事項に関しましては、いろいろ質問もありましたけれども、今回の集計の方法で妥当であると、部会としては納得したとさせていただきたいと思います。

それでは、審査メモの今度は11ページの「(6) 調査結果の公表」について、まず審査の状況の御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは御説明いたします。簡潔にお話をいたします。枠囲みに記載しておりますとおり、集計結果につきましては、現時点では3段階に分けて公表するとされています。一番早い一次公表につきましては、調査実施から約9か月後、翌年の3月末までに公表する。以降、枠囲みに記載のとおりで、三次まで段階的に公表がなされるというものです。

審査状況といたしましては、著しく問題視しているものはありませんが、論点としては五つほど挙げております。

a は、調査実施後、結果の公表までのスケジュールの確認。

それから、b と c は3段階の結果公表におけるそれぞれの集計表の内容と、3段階に分ける理由です。

d は、利活用面から見て、公表スケジュールに問題がないかどうかの確認。

最後、e につきましては、集計段階から結果公表における総務省と経済産業省の役割分担ということで、五つほど立てております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。それでは、調査実施者からの御説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、私から資料2-2の17ページからの御説明になります。誠に申し訳ありません。(7)と記載するミスがありまして、正しくは(6)です。お直しいただければと思います。

早速中身に入りますが、調査実施後、公表までのスケジュールに関しましては、別添5でスケジュールの概要を付けさせていただいています。こちらはb及びcへの回答でも参照しながら御説明をしたいと思いますので、御覧いただければと思います。

それから、論点b及びcへの回答に関して、集計表の内容と、3回に分けて公表する必要性ということになっています。まず、一次公表に関しましては、基礎的な内容に係る第1面を中心とした集計事項ということで、年度内の公表を予定してまして、2019年度の実施スケジュールで言えば、2020年の3月に入っているということです。これについては翌年調査の名簿に活用することを考えてまして、翌年の調査の6月1日より前に公表さ

れることを想定しています。

それから、二次公表につきましては、甲調査票の名簿等の一次公表以外の部分、それから第2面及び乙調査の関係の公表になります。これについては、もともと投入構造をとるときに、条件となっておりましたSNA（国民経済計算）の第二次確報に間に合うスケジュールになっていまして、こちらは夏ごろと伺っておりましたので、7月の終わりくらいのイメージで公表をするということです。

三次公表につきましては、甲調査の傘下事業所票の関係の公表で、若干お時間を頂いて10月くらいの公表イメージを考えています。

それから、論点dの関係で、国民経済計算等、結果の利活用面から見て、公表スケジュールの問題はないかという話がありましたが、こちらに関しては、特にSNA（国民経済計算）の活用を中心に内閣府等々と調整していまして、問題はないと理解をしているところです。

最後、18ページに行きまして、論点eですが、集計から公表段階への役割分担という話です。先ほどの色分けのところ等にも関わりますが、先ほど申し上げたとおり、より良い結果を公表するべく、総務省、経済産業省の経験・知見を生かすというスタンスは全く変わっていませんので、両省が一体となって実施するのですが、甲調査は総務省メイン、それから乙調査と工業統計調査については経済産業省メインで中身のチェックをしっかりとした上で、公表は共同で行うという形を考えています。

私からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明に関しまして、御意見等がありましたら伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

お願いします。

○菅審議協力者 この一次、二次、三次のイメージですけど、一次は要するに、速報的なイメージなのか。つまり、よくあるパターンは、全部集計しないで部分的に集計してというのが一次という考え方もあるし、ある項目だけを公表しておいて、項目範囲を広げていくというイメージもあると思うのですが、この一次・二次・三次の公表は、どういう感じのイメージで考えていらっしゃるのか教えてください。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えします。原則的には、新しい話を付け加える予定はないのですが、別添5の下を御覧いただければと思います。工業統計調査のデータを使う都合上、工業統計調査の確報のタイミングが少し微妙な位置にありまして、工業統計調査を活用する部分に関しては、若干速確差が出る可能性はあるかなとは思っております。いずれにしても、もう少し内容を詰めた上で最終的に決めていきたいと思いますが、一次統計は基本的にはごくごく基礎的な項目を使った上で、かつ最新のデータを次の調査に反映することを主眼としていますので、どういう言い方、どこの範囲までが確定値かは誤解のないように説明しながら公表したいと考えています。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

なければ、これで経済構造実態調査の審議は、まだ宿題が少し残っておりますけど、一

応終えたことにしたいと思います。宿題にあたりますものとしては、シミュレーションの数値的な結果を次回示すとか、あとはSUTタスクフォースの審議の内容についてこの部会で情報共有するとか、そういう一部確認すべき点というのが残っておりますが、一応予定しておりました経済構造実態調査についての審議は一旦終わりにしたいと思います。

審査メモの中では、工業統計調査の変更と、それから商業統計調査と特定サービス産業実態調査の廃止、ないしは法律上は中止ということが残っていますが、一方で、4月から議論を重ねてまいりましたこの合同部会も、予備日を除くと、今日を除いてあと1回だけになります。今後、審議の結果を答申案としてまとめることになるのですが、今回の諮問は、「中間年における経済構造統計の整備」という非常に大きな目的の下に、多数の統計や調査を一括して審議してきました。また、諮問自体も2段階で行われるというかなり変則的な形で、内容も多岐にわたりますし、仕組み自体も少し通常とは違うということもありますので、答申案につきましても、通常の個別の調査の答申案の構成に縛られない形で、全体としてどうか、そして部会としてどういう審議をしたのかという形の選択肢もあるのではないかと考えています。

については、工業統計調査などの審議がまだ残ってはいるのですけれども、できれば次回、答申案まで含めて決着させたいということもありますので、ここで一旦、答申案の構成について御意見を頂きたいと思っております。そのような趣旨で、事務局と私とで事前に相談をして、資料を作成してまいりましたので、まず事務局からその御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、御準備いただくのは資料3という表裏の1枚紙です。諮問第113号の答申の構成案についてです。よろしいでしょうか。御説明いたします。

今、西郷部会長からお話を頂きましたが、部会の残り回数がわずかという状況の中、答申は、諮問その1・その2を一括でまとめるということで、書き込むべき内容が多岐にわたります。そこで、今回、構成案をお示しするものです。お示ししている資料3は表裏で、表面が基本的な考え方、裏面が現時点で想定されている構成案という2部構成になっています。

まず表面、答申をまとめていただくに当たっての基本的な考え方です。矢印が三つほどありますが、まず一つ目として、本部会での事実関係として、複数の統計それから統計調査を一括して審議していただく中で、合同部会では、中点を三つほど付けておりますが、それら統計とか統計調査の体系整備の中での役割とか位置付けはどういうものか。それから、今回の調査実施で特に留意すべき事項は何か。そして、今後の課題は何かといったことについて、俯瞰的に議論をしていただいたものと認識しております。

また、二つ目の矢印になりますが、統計委員会を取り巻く環境も変わってきております。法的な環境ですが、先般成立いたしました改正統計法によりまして、統計委員会の機能が強化され、今まで以上に、言わば広範かつ自律的な意見の発信ということが期待されているかと認識しております。

このようなことも踏まえまして、三つ目の矢印、そのまとめになりますけれども、これ

まで行われている個別の調査審議における一般的な答申の構成をとらずに、再編の意義あるいはそれに対する統計委員会の判断、それから統計委員会として課題であると認識された事項を幅広く明示する。今回、諮問された計画の実現はもとより、今後の更なる取組に向けた意見表明というものにされてはどうかというのが、今考えている考え方です。

そういったことも踏まえて、裏面の構成案を御覧いただければと思います。現在、想定しております構成案は4部構成にしております。まず、今回の審議が複数の統計調査にわたるということで、個別論を記載する前に、「審議の総括」といたしまして、Ⅰとして、全体を俯瞰する記述を設けてはどうかと考えました。その後、それぞれ「基幹統計の統合・再編」、「基幹統計調査の統合・再編等」、それから「今後の課題」という区分で、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと設けております。Ⅱの部分が、合同部会で数えますと、第1回目の審議結果。Ⅲの部分が2回目以降の審議結果の集約ということになります。

基幹統計調査につきましては、新規・変更・中止それぞれについて計5調査の審議がなされる、それからなされる予定ということですので、Ⅲの冒頭に、やはりこちらにも「統合・再編等の全体像」を記載した上で、それぞれ2以降で、個別の調査について記載をしてはどうかと考えています。

点線の吹き出しを設けておりますけども、その記載にもつながるのですが、これまでの調査に関する答申の場合、一般的には、対象範囲についてこういう計画でそれについてどう判断するか、調査事項はこういう計画でどう判断するか、調査方法はどうかというような形で、計画の内容ごとに、言わば細切れで記載をしているのですが、それでは全体を俯瞰した答申というのはなかなか難しいかなと思います。そこで、今回につきましては、2（2）、あるいは3（2）の「調査計画の概要」、また、4（1）の「変更の概要」において、計画されている内容をまとめて記載した上で、その次の「承認の適否及び理由等」のところで、全体に対する御判断を記載した上で、特に部会として留意すべき事項を記載するという形もありではないか、そのように考えています。

そして、最後のⅣの部分ですけども、今後の課題をまとめていただければどうかということで、案を作っています。課題の部分ですが、今回の諮問自体が「経済構造統計の整備」と非常に範囲が広く、それから、これまでの部会でも御発言いただき、あるいはこちらからも申し上げておき、今回の答申で全てが決着するものではなく、言わば整備の第一歩という部分もあります。ですので、吹き出しにも記載しておりますけれども、中長期的な課題ということで、個別の調査に関する課題、複数の調査にまたがる課題、それから、もし御議論が出れば、基本計画に掲げられた取組の具体化も含めて、幅広く記載される余地があるのではないかと考えます。

以上が、答申案の構成の一つの案です。構成はもとより、項目のタイトル名も仮置きですので、御意見を頂きながら、西郷部会長の御指示を受けてまとめていければ、このように考えております。よろしく願いいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。余り、部会で答申案の構成について事前にお諮りすることはないのですけれども、先ほど説明いたしましたとおり、今回、通常の部会とは違っている面も多く、そもそも合同部会というところも違っているわけですが、そういう

こともありまして事前にお諮りすることにいたしました。

いかがでしょうか。まだ本文が入っていない構成だけの案になっているわけですが、御意見があれば伺いたいと思います。

○川崎委員 構成について、私はこういう項目立てであれば、統計委員会としてのいろいろな意見を整理して掲載しやすいと思いますので、構成の立て方自体については、特段大きな意見はありません。

ただ、むしろ中身に、どの辺にどういったことを盛り込んでいくかとか、どういうスタンスを持つかが大事だと思うので、そういう意味で意見を申し上げたいと思います。今回の諮問案件自体、非常に複雑ですし、それからいろいろな意味で画期的なところがあると思うのです。その意味では、統計委員会が今回の諮問を受けたときの意見の出し方も少し従来と違ったスタンスをとった方がいいのではないかと私は思います。どういう意味かといいますと、いろいろな意味での画期的なところがあると思うのです。その点をきちんと統計委員会として評価する必要があるのではないかとということです。従来は割と諮問案件というと、統計委員会はチェックする、そして意見を述べるというのが中心だったと思うのですが、今回についてはただチェックするだけではなくて、やはり良いところは良いから頑張ってほしいというような、何か応援するようなメッセージが盛り込めたらいいなと私は感じる場所です。

なぜそれを申すかという、この画期的な意味は幾つかあると思うのです。一つは、これまでの縦割りといいますか、分散型統計の弊害を克服している第一歩でもあると思うのです。つまり、府省をまたがる複数の統計を一つにまとめていくというのは、これまでいいと思ってなかなかできなかったことなので、それがこれまでの基本計画の流れに沿ってできてきたのは、やはり大きなことだと思います。その点は、そういうプランやビジョンを示したことも立派ですが、それをきちんと実行に移したことも私は大変結構なことだと思うので、それはきちんと述べていく必要があるのではないかと思います。

それから、いろいろな意味での画期的というのは、今のような統合もあるのですが、例えばフレーム整備の在り方を継続的にやっていくとか、その中でも、例えばローリングという考えもあるでしょうし、それからプロファイリングという考えもあるでしょう。そういったものがいろいろな工夫をしながら盛り込まれているという点では、やはり今後の統計全体に大きな影響があるということです。それから当然のことですが、これは大きな意味でSNA（国民経済計算）の改善に寄与するということです。そういう、一次統計と加工統計の連携という意味でも大きな意味があることを、きちんと述べていく必要があるのではないかと、思います。

これは多分同時に、先ほどから、野呂委員の御発言を聞いて私も感じたのですが、一般の人にとって非常に分かりにくいところがあるのです。それをやはり統計委員会でも分かりやすく説明していくつもりでやらなければいけないのではないかと思います。だから、何でこれが大事なのかとか、それから、この調査だけ見ると、ものすごく負担が大きく見えるところがありますが、全体の整理・統合からすれば恐らく負担を増やさない、横ばいしないし微減ぐらいで何とかやっているところがあるだろうと思うので、その辺りのことも

述べていけたらいいのではないかと思います。

繰り返しになりますが、統計委員会としての広報的なメッセージのつもりも持って書けたらいいと思いますし、これは統計委員会が頑張ってもどうにもならないところがあるので、やはり調査実施者としても情報をきちんと整理して、それこそ大手企業にも「こうなっているのです」と、説明が分かりやすい資料を用意していただいて、進めていただくことが大事ではないかと思います。

それから、どちらかという、今、私は大変良い方向で言いましたけれども、もう一方で、課題は当然あるわけです。最後の「今後の課題」のところには是非入れていけたらと思うのは、やはり今回の取組は初めてなので、周到な準備をしても何か予想外のことも出てくるだろうと思うので、それは今後、正にPDCAサイクルを回すようなつもりで、この結果を評価しながらまた改善につなげていく必要があるといった、大きな目で見ればそういうことをもう少し具体化しながら表現できたらいいのではないかと思います。

勝手に長く申し上げましたけども、この大きな筋書きとしては、私は賛成です。

○西郷部会長 ありがとうございます。私、先ほど枠組みの項目ばかり強調しましたが、大事なの中身なので、今の川崎委員と同じように、中身についての御意見も頂ければと思います。いかがでしょうか。

もし、今はすぐに思い付かないということであれば、次回の部会の前までに事務局に御意見をお寄せいただければ、それを反映させるようにいたしますので、今のところはそれぐらいでよろしいでしょうか。

では、構成に関しましてはこのような形でまとめさせていただくということで、御了解いただいたものとします。ありがとうございます。

それでは、あと10分ぐらいしかありませんけれども、今日、是非「工業統計調査」のところまで審議を進めておきたいので、多分10分ぐらい延長することにはなろうと思いますが、審議を進めさせていただきます。

それでは、「Ⅱ 工業統計調査」ということで、資料2-1の審査メモ12ページになります。今回、工業統計調査については、調査の内容自体には変更はなく、基幹統計の再編に伴う調査の目的の変更と、それから経済産業省実施の調査から、総務省との共管調査にするという変更だけと伺っています。その意味では、変更の部分というのは非常にマイナーなものですけれども、一方で、先ほど申しました、先月の統計委員会で西村委員長から2020年における業務の輻輳についても御意見が示されておりますので、これらについて一括して説明していただいて、議論したいと思います。

それでは、まず事務局から審査の状況の説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは御説明いたします。審査メモ、12ページから13ページにかけて一括して御説明をいたします。今も西郷部会長からお話がありました、変更内容としては調査の目的、それから調査実施者の変更の2点だけになります。

「(1) 調査の目的」のところですが、枠組みにもありますとおり、「工業統計を作成する」という目的から、「中間年における経済構造統計を作成する」に変更するもので

す。「審査状況」で申し上げますと第2段落になりますけれども、合同部会の第1回のときに御審議いただいた基幹統計の「経済構造統計」の再編といったことを踏まえたものです。この審査メモを作ったときには、審議前ということもあり、表現ぶりは「想定されている」になっておりますけれども、既に御審議を頂いた結果において、目的の変更自体に特段の問題はないと認識しており、論点立てはしておりません。

また「(2) 調査実施者」の変更につきましては、経済産業省実施から総務省との共管調査になるという変更です。審査状況ですけれども、工業統計調査と経済構造実態調査を同時・一体的に実施するという前提におきまして、両調査の円滑な実施のために相応の効果が期待されると、審査メモ作成時には記載しておりますが、これまでの部会審議におきまして、既に同時・一体的ということの役割分担とか、あるいは報告者の重複排除の方法を既に御審議いただいておりますので、改めてこの部分としては論点立てしておりません。

次に、項番2になりますが、前回答申における「今後の課題」への対応状況です。前回の答申では2点課題を頂戴しております。1点目は、従業者数の把握範囲について、経済センサス-活動調査に合わせることを望ましいとの指摘。それから、2点目は、オンライン調査の更なる推進ということでした。

次の13ページに行きますけれども、審査状況にありますとおり、1については既に対応済みということですが、2点目のオンラインにつきましては、平成29年調査からオンライン調査の範囲拡大がなされています。ですので、その後の状況について確認しておきたいということで、論点としてはh. aとして平成29年調査における利用状況。bは平成28年度調査までの比較。cは今後促進に向けた取組という、この3点を立てております。

最後、項番3ですが、これは先月、第122回統計委員会で示された意見を踏まえた追加事項になります。先月の統計委員会で、西郷部会長から合同部会の審議状況について御報告をしていただいた際に、枠囲みにありますとおり、2020年における地方公共団体による業務の輻輳について御発言がありました。この御発言自体については、前回の部会冒頭でも御紹介をいたしましたが、その際、西郷部会長から工業統計調査の審議の際に論点に加えるよう御指示がありましたので、審査メモの追加として本日お示ししております。

論点につきましては、点線の枠囲み、若干説明調に長くなっておりますが、第1段落と第2段落は、2020年において国勢調査の準備事務、それから工業統計調査の実施事務が輻輳する、同じ時期に重なることを記載しております。このため、以下の段落におきまして、地方公共団体の事務負担を軽減して調査を円滑に実施させるために、工業統計調査の実施方法について見直しの余地はないのかということで、この輻輳状況への対応方針をお聞きするものです。

説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明に対しまして、調査実施者からも御回答をお願いいたします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料2-2の19ページ目で御説明させていただきます。まず論点の前半、統計委員会諮問第83号の答申への対応状況についてです。論点aとして平成29年調査におけるオンラインの利用状況、論点

bとして平成28年度調査までのオンラインの利用状況ということです。

論点 a ですけども、平成29年調査におけるオンラインの利用状況は以下のとおりでして、オンライン回答数は3万975事業所、全体の16.1%という結果です。

平成28年度調査までですけど、まず平成28年につきましては、6月に経済センサス - 活動調査を実施したため、工業統計調査は行われておらず、その前の直近の工業統計調査は平成26年調査ということになります。当時のオンラインによる回答をすることができた対象は国直轄調査のみということで、平成26年調査におきましては、調査員調査は対象になっていませんでした。平成29年から調査員調査も対象にしたこともあって、平成29年の結果があるわけですけども、その国直轄調査のみの段階での回答数としては、分母は調査員調査も含めた数字ですが、分子は国直轄調査で回答いただいたところのみということで、2,523事業所、1.2%となっています。

続きまして、論点 c への回答、オンライン調査促進のためにどのような取組を行っているかです。ここに記載のとおりですが、「インターネット回答を推奨する」旨を調査用品に記載するとともに、調査票配布時に調査員から同旨の説明を徹底するように指導等を実施しました。また、調査実施事務局のホームページにおいても、インターネットでの回答の推奨、誘導等を実施したところです。

次のページに移らせていただきます。続きまして、第122回統計委員会で示された意見を踏まえた追加事項ということで、地方公共団体における事務の輻輳の状況や、その軽減策に対する現時点での工業統計調査の対応方針です。まず、現行の工業統計調査の地方公共団体における事務スケジュールのイメージというのは別添6に記載させていただいていますので、併せて御覧いただければと思っております。別添6には、参考として、前回の平成27年国勢調査の地方公共団体における事務を併記させていただいております。

それで、今回、御指摘の平成32年度（2020年度）における地方公共団体における事務の輻輳についてですが、この点については経済産業省としても十分承知しています。別添6からも分かりますとおり、年度当初から地方事務が全体的に膨大な状況となります。特に、工業統計調査の調査期日を挟み、工業統計調査の審査に係る事務を実施していただく時期、具体的には夏から秋口ごろまでですが、特に輻輳が顕著になると認識しています。ただ一方で、工業統計調査は経済産業省における政策への活用やSNA（国民経済計算）における活用のほか、地方公共団体においても地場産業の把握といった点で重要な資料ですので、その精度とか時系列性の確保にも留意が必要と認識しているところです。

したがって、今回の申請で共管実施者となる総務省と連携いたしまして、地方公共団体の皆様と緊密に調整しつつ、結果精度の維持と事務負担の軽減を可能な限り両立できる方策を整理した上で、今、審議いただいているのは平成31年（2019年）の計画ですけども、平成32年（2020年）の調査計画案を作成してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。この工業統計調査につきましては、統計委員会の際に、特別に論点が追加されたということがありまして、その論点が業務の輻輳に関するものです。これに関しましては、特に実際の調査でこの問題に立ち向かっていただく東京

都、それから大阪府の担当者からもまず御意見を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松村東京都総務局統計部産業統計課長 東京都から申し上げます。まず、工業統計と国勢調査の輻輳ですけれども、別添6の1月から3月といたしますと、経済センサス - 基礎調査をまだ実施している時期ですし、また、2月1日が基準日の農林業センサスも併せて実施しているという状況になります。また、平成32年度（2020年度）の後半になりますと、国勢調査に次いで、大きな調査になります経済センサス - 活動調査の準備が始まりまして、翌年度そのまま本番に突入する形になります。

特に市区町村にとりましては、従前ですと、工業統計調査は12月31日が基準日だったので、国勢調査である程度、めどが付いてから工業統計調査に取りかかることができたのですが、今回、工業統計調査の本番が国勢調査の直前の準備期間に重なるということで、国勢調査だけでも無事に終わらせることがかなり大変な中で、区市町村にとってはかなり大きな負担かと思っております。国や東京都ですと、それぞれの調査はそれぞれの部署で担当しているのですが、区市町村ですと同じ部署で、同じ担当者が担当していることがありますので、負担がかなり大きくなっていると思います。

また、東京都の場合ですが、ちょうどこの国勢調査の年にオリンピック・パラリンピックが重なりまして、大体7月から9月ぐらいまで本大会となっておりますが、こちらとの輻輳もまた懸念されているところです。失敗の許されない国家的な事業ということですので、都や区市町村の職員も大量に動員されることと思いますが、特に懸念しておりますのは調査員の確保でして、このオリンピック・パラリンピックで、組織委員会で8万人、東京都で3万人ボランティアを動員することになっているのですが、ボランティアの候補者と調査員の候補者が競合するのではないかと思っております。今でも調査員の確保に区市町村が苦勞している中で、ボランティアと競合しますと、調査にも支障が出るのではないかと懸念しております。

あともう1点は、東京都の特殊事情ですが、この7月の工業統計調査の本番と、あと国勢調査の直前の準備と、さらにオリンピックと重なるような時期で都知事選が予定されていまして、かなり大きな選挙になります。都内の区市町村は全部で62団体あるのですが、統計を専任でやっている団体が半分の31団体で、残りは何かしらほかの業務と併せ持ってやっており、選挙管理委員会の事務と兼務しているところが少なくありません。この選挙事務は、忙しさの程度は経験しないとなかなか分からないのですが、例えば7月に都知事選があるとしますと、1月から準備が始まりまして、例えば契約件数だけで100件を超えます。他にも、投票会場とか、立会人とか、当日動員する職員の調整などで、大体月200時間の残業時間が続く聞いております。私も想像していなかったような状況です。

国勢調査と工業統計調査、更にオリンピック・パラリンピックに、東京都の場合は都知事選が重なるということで、区市町村の現場がもつのかというのを非常に懸念しております。今、経済産業省で工業統計の地方の事務の負担軽減を検討していただいておりますので、是非、効果的な取組策の検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

続いて、大阪府からもよろしくお願ひいたします。

○三島大阪府総務部統計課参事 大阪府です。こちらの論点の回答にもありますように、私ども地方公共団体とも調整いただけるということですので、大阪府といたしましても、府内市町村の意見・要望を聞き取った上で、調整させていただきたい。現在のところ、そのように考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

輻輳の問題に関しまして、委員から、あるいは審議協力者から御意見はありますか。

ないようでしたら、調査実施者から今の大阪府と東京都の御意見に対して、東京都の場合には他府県と共通の問題以外に東京都固有の問題と両方ありそうですけれども、もし、今の時点で御回答いただけるようなことがあれば。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。今までの御要望、共同で実施する総務省としても経済産業省としても、複数箇所からいろいろと御要望があることは聞いておまして、その関係で、6月以降なかなか大変だという話は重々私どもも承知しているところです。しっかりお願いしますという言葉は頂戴していることは非常にありがたいと思っております。これからしっかりと調整しながら、かなり大変な状況にあるところを、調査時期を動かしたのは工業統計調査だということもありますので、まずは調査でしっかりと負担軽減を図った上で、かつ中身はとれるような方策を考えていきたいと考えていますので、今後とも、申し訳ありませんが、御協力をよろしくお願ひいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。大変なことだとは思いますが、是非、調査が実行可能になるような方策を検討いただければと思います。

ほかの論点に関してはいかがですか。例えば調査目的の変更とか、調査実施の主体が経済産業省から総務省との共管調査に変更されるとか、そういったことに関してはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○河井部会長 調査実施者が総務省と経済産業省との共管調査となるということですが、つまり、製造業については、基準年は経済センサス - 活動調査で、中間年は工業統計調査ということですが、今のままだと、二つの調査で断層が生じるおそれがあると思います。というのは、使っている名簿が、総務省が実施する経済センサス - 活動調査は事業所母集団データベースを利用して調査をしている、工業統計調査は経済産業省が整備した名簿で調査をするということであると、恐らく誤差というか、大きな差が発生するおそれもありますし、作業量という観点から見ても、省庁間の輻輳が発生する可能性もあるので、いっそのこと全部統一して、事業所母集団データベースで全て調査をするという方向性も考えられるのではないかと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○西郷部会長 御回答をお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 今回申請させていただいている平成31年（2019年）、あと平成32年（2020年）も輻輳については何らかのことをやります

が、平成31年（2019年）、平成32年（2020年）につきましては従来どおりの方法で名簿を作ります。もともと工業統計調査は平成34年（2022年）に経済構造実態調査に包摂することになっていきますので、包摂の際に、名簿についてもどうするかは大きな検討課題になると考えております。

○西郷部会長 よろしいですか、今の御回答で。

○河井部会長 はい。

○西郷部会長 ほかにありますか。

それでは、工業統計調査につきましては、今、御議論いただいたことをもって、基本的にはこの提案のとおりで部会としては了承したいと思います。

もう事前に御案内しておりました時間を過ぎております。あと、審査メモにはまだ論点は少し残っているのですけれども、次回も部会がありますし、また、今日、宿題が幾つか出ていますので、今日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。

推計の仕方についてシミュレーションの結果を示す等の宿題については、次回、御回答を頂くわけですが、それ以外の大まかな点、特に経済構造実態調査に関しましては、調査事項や調査方法まで含めておおむね御了承いただいたと思います。

それでは、次回の部会では、本日追加の説明が求められました今の事項と、それから審査メモの残りの部分について審議をいたします。その後、枠組み、それから中身についても今日、御意見を頂きました、答申案をお諮りいたします。もしかしたら、中身については当日議論する部分も含まれますので、次回で答申案全ては決着できないかもしれませんが、その場合にはメール審議ないしは、部会長一任という形で終了とさせていただいて、できるだけ次回で対面式の部会は最終回にできればと考えております。

最後に、私からのお願いになりますけれども、本日の審議の内容につきまして、追加で御質問等がありましたら、大変急で恐縮ですが、6月18日月曜日までに事務局へ電子メールで御連絡いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

本日の審議内容につきましては、6月29日に開催予定の統計委員会で、前回の部会の結果と合わせて、私から報告をさせていただきます。

最後に、事務局からの御連絡をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会ですが、2週間後の6月28日、木曜日、朝9時半から、本日と同じ、こちら総務省第2庁舎の6階特別会議室において開催することを予定しております。追加の御質問やお気付きの点等がありましたら、御多忙のところ大変恐縮ですが、6月18日、月曜日までにメール等により事務局まで御連絡をお願いします。

最後に、部会の開催頻度が高い中、大変恐縮ですが、今、結果概要について順次御確認をお願いさせていただいているところです。本日の概要につきましても、事務局で作成次第、メールにて御照会させていただきますので、御確認をよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 次回も9時半スタートということで、大変恐縮ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。